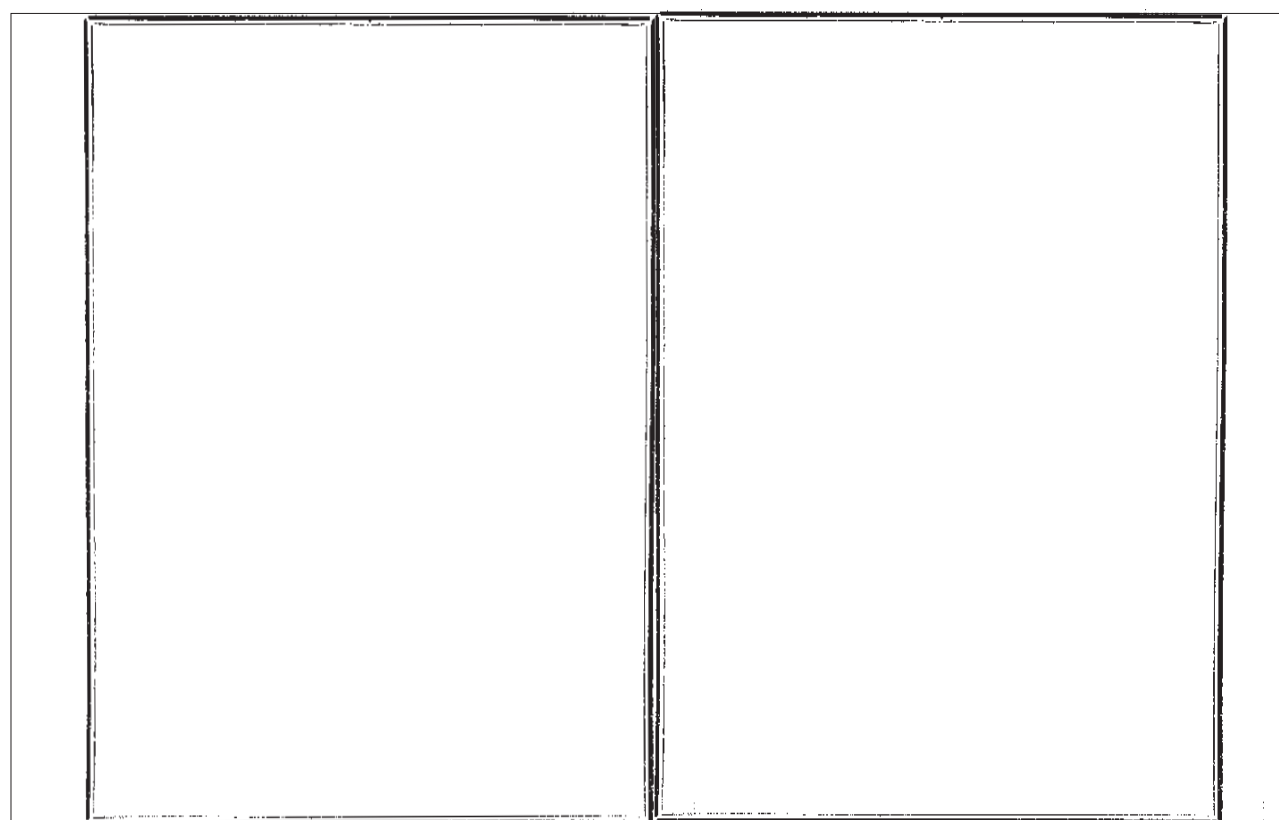
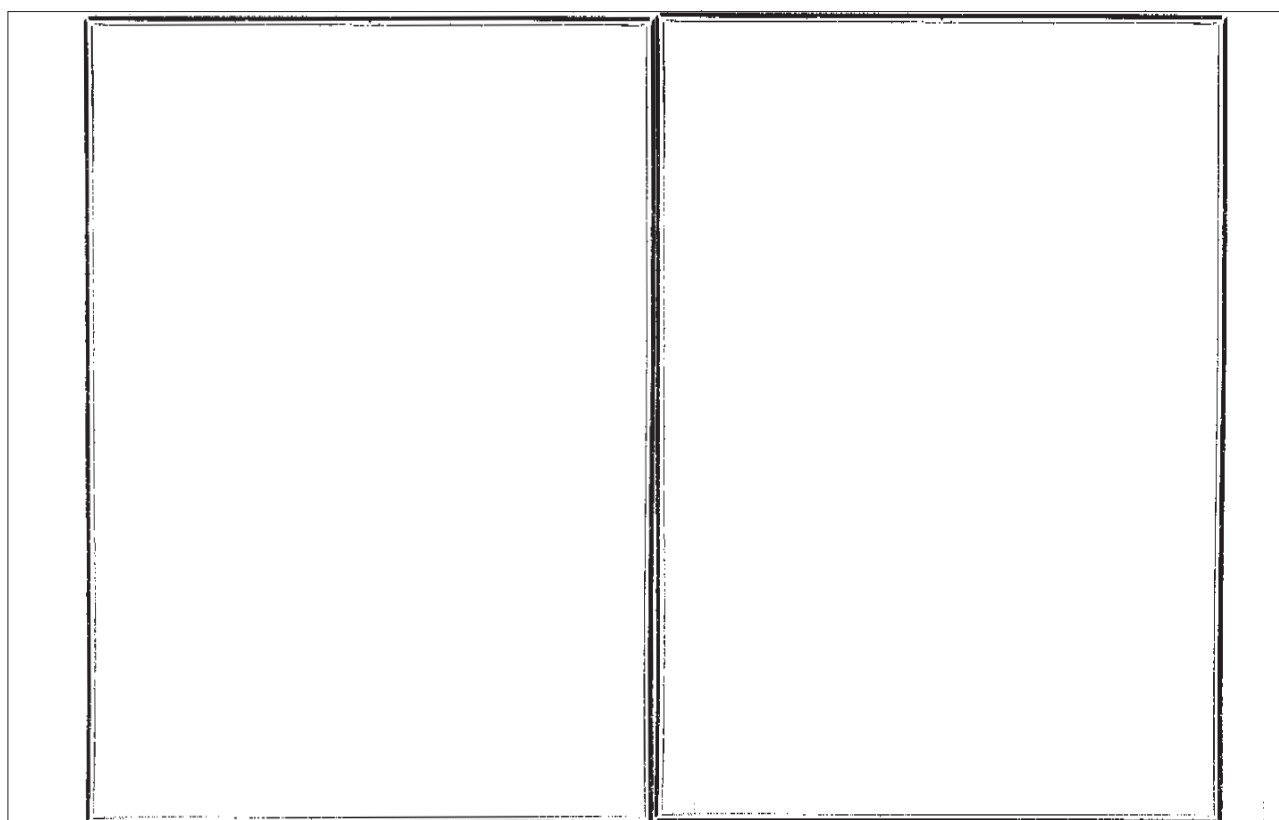


議事錄第二十五號

大正十四年第十次居留民會臨時會議事錄

天津居留民團



大正十四年第拾次居留民會臨時會議事録

大正十四年五月二日於公會堂

議事日程

- 第一、埠頭築造費特別會計條例案
- 第二、埠頭築造ノ爲メ起債ノ件
- 第三、特別會計埠頭築造費歳入出豫算案

出席議員

- | | | | | | |
|-------|-------|----|-----|----|-----|
| 川村龍雄 | 川本吾一 | 牧 | 向一 | 眞藤 | 葉生 |
| 小谷萬治郎 | 矢澤千太郎 | 森川 | 照太 | 太田 | 利三郎 |
| 利根川久 | 黒澤兼次郎 | 好富 | 道明 | 平井 | 久一 |
| 金山喜八郎 | 遠山猛雄 | 大澤 | 大之助 | 白井 | 忠三 |
| 郡茂行 | 田中鑄太郎 | 宮崎 | 勇雄 | 西村 | 博 |
| 岡崎省藏 | 根本儀太郎 | 砂田 | 實 | 古田 | 治四郎 |
| 檜垣泰興 | 速水篤治郎 | 清水 | 幸三郎 | 橋本 | 國三郎 |
| 遠藤盛彌 | 長野 | 天田 | 朝義 | 相原 | 俊夫 |
| 田村俊次 | 中村常三郎 | 上野 | 壽 | 秋野 | 隆一 |

(2)

(1)

- | | | | | | |
|-------|-------|----|-----|----|----|
| 久留島貞次 | 松村利男 | 吉田 | 房次郎 | 吉野 | 久七 |
| 山西健吉 | 濱田邦太郎 | 勝田 | 重直 | 千葉 | 初藏 |
| 永安平吉 | 有留重利 | | | | |

午後四時十五分振鈴開議

○副議長(黒澤兼次郎君)(拍手起る)
第十次臨時居留民會の出席議員数は四十六名であります。規定の數に達して居りますから之れより開會致します。只今總領事より臨時民會に對する招集の辭がありますから、暫時御靜聽を願ひます。

○總領事(吉田茂君)
御承知の通り多年の懸案でありました埠頭築造の端緒を、外務省の貸下金五拾萬圓に依つて得る譯であります。埠頭の築造に對する貸下資金條件としては、行政委員からお話があると思ひます充分慎重に御審議の程を希望致します。

○副議長(黒澤兼次郎君)
之より議事に這入ります。此度の議案は孰れも埠頭築造に關する問題でありまして、兼ねて諸君に配布してある如く埠頭を築造すべき今日迄の經過は、此處に概括的に附記してありますから諸君に於ても既に御研究の事と思ひます。故に此議案の朗讀を省きまして孰れも同一の問題に屬して居りますから此の三案を一括して議題に供します。御異議ありませんか。(異議無し)の聲起る)御異議無いと認めますから一括して附議することに致します。尚御注意までに申上げて置きますが

(4)

(3)

第一讀會に於て質問を先にされてそれから討論に移りたいと思ひます。御承知を願ひます。

行政委員會長(川村龍雄君)

多年の懸案でありました埠頭築造問題も、只今監督官からお話ありました様に外務省から金五拾萬圓を民間に貸下ると云ふ運びに成つたので具體的と成つて参りました。此の金五拾萬圓を借受けるに至つた迄の經過は埠頭築造に關する件として印刷してお手許に廻してありまして、既に御覽濟みの事と思ひますから之に就ては申上ませぬ。只外務省から参つた貸下金に關する命令が御座いますから其の條項を特様に申上します。金額は埠頭築造其他に要する銀百拾貳萬圓の中其一部として金五拾萬圓を限つて貸下ると云ふ事及び貸下金は「大正十四年度に於て民間の請求に依つて領事館から交付する」と云ふ事、次は貸下金の元利償還は別表に依つて毎年三月末日を以て領事館に納付すること、次が元利償還の保證として埠頭歳入全部及び電氣事業歳入の全部を担保とする事、次は埠頭工事は貸下金の交付を受けた時から一ヶ月内に着手し二ヶ月内に完成すると云ふ事、荷揚場、道路其他の埠頭の設備は最初貸下金を下附した時から四年の間にやる事、それから工事の設計又は請負希望者より提出した見積書の審査及工事の監督又は竣工検査は滿鐵の技師に依頼せよと云ふこと、次は埠頭其他工事の設計等を變更する場合は總領事の認可を受け尙總領事は工事進行中であつても、埠頭經營上必要である施設は之を民間に命ずる事があると云ふ事、最後に工事完成後であつても埠頭經營の方針は總領事の許可を得て決定すべしと云ふ、八ツの條件が附いて居ります。それで只今申上りました様に外務省からの貸下金五拾萬圓と云ふものは、埠頭築造に要する百十二萬圓の一部として貸下られるものであつて、其他の費用約七拾貳萬圓は民間

が國債を起して金を得やうと云ふのであります。それからもう一つ申上げて置きますのは大正十二年に滿鐵から堀技師が來られて各種の調査をせられて、斯ふ云ふ方針に依つて埠頭を作ると云ふ計畫を立てられて居りましたが昨年の大洪水の經過に依りまして、其の設計は多少變更を要するであらふと云ふ事、更に本年全技師の出張を願つて再調査をした結果、最近設計圖及其他の書類が滿鐵から廻つて参りました。如何なるものを作るかと云ふ詳しい事に就て御質問があれば技師から説明致します。要するに設計は變更したけれども費用の點は先の設計と餘り大差無いもので出來る事に成つて居ります。大体そふ云ふ様な成行であります。本日議案として第一埠頭築造費特別會計條例案を御座います。之は御手許に印刷してお廻してあります通り、第一が日本專管居留地埠頭築造費を特別會計とする、第二は埠頭築造費は國債とする、第三は國債は大正十五年から向ふ十七年間に埠頭歳入及民間歳入で之を償還すると云ふ條例案で御座います。次は第二埠頭築造の爲め起債の件で御座います。

「本民間ハ埠頭築造ノ爲メ左ノ國債ヲ起スコト」之はイとありましたが、イの金五拾萬圓は只今申上りました外務省からの貸下であります。

一、本國債ノ利息は年三分トス但三ヶ年間無利息

二、本國債ノ償還期限ハ十五ヶ年トシ五ヶ年據置キ第六年次ヨリ十ヶ年毎年金五萬圓ヲ償還ス

三、本國債ノ担保及元利償還ハ大正十七年度ヨリ大正廿九年度マテノ間ニ於テ埠頭歳入、電氣收入ヲ以テ之ニ充ツルコト

次はロで御座いますが、之は只今申上りました外務省からの貸下金の外に要する銀七十二萬圓或は

(5)

金九十萬圓、之はまた當が御座いませぬ。其の爲めに「本團債起債ノ方法、利息ノ定率及償還方法ハ追テ決議スルモノトス」とありますので、此點に目當が着けば更に臨時民會を開いて御承認を得る事に致します。次は第三特別會計埠頭築造費歳入出豫算案でありますが出出の方から申上りますと、埠頭築造費が銀四十萬弗、土地買収費が參拾四萬貳千弗、家屋買収及移轉費貳拾壹萬弗、道路築造費四萬九千弗、荷揚場修築費四萬參千弗、雜費が四萬六千五百弗、豫備費貳萬九千五百弗之は總て團債を以て充てるのであります。團債は百拾貳萬弗、内金五拾萬圓が政府の引受けに成つて居ります。大休斯云ふ事に成つて居ります。御質問があればどふぞ。

○副議長（黒澤兼次郎君）御質問ありませぬか。

○行政委員長（川村龍雄君）一寸御訂正を願ひます。此の特別會計埠頭築造費歳入出豫算表の中、歳出第三家屋買収及移轉費が御座いますが位が一ツ間違つて居りまして、二萬壹千弗とあるのは貳拾壹萬弗でありますからどふぞ御訂正を願ひます。

○議長（黒澤兼次郎君）御質問ありませぬか。

○榎垣泰興君 此の雜費、豫備費と云ふのはどふ云ふものでありますか。

○行政委員長（川村龍雄君）雜費と申すのは例へば溝敷から參られた技師に對する埠頭設計謝禮とか或は各種材料の取片附け、

或は其他色々ものが這入つて居ります。

○清水幸三郎君 一寸お尋ね致しますが、只今川村さんから御説明があつて好く了解しましたが此の五拾萬圓を借りたと云ふ事は甚だ結構であります。後の銀七十二萬圓に目當が付いて居りますか。今のお話では無い様であります。若し當が借れば將來租界が苦む様な事はありませぬか。そうか又は確實の條件で工事中にでも借入れるのですか。

○行政委員長（川村龍雄君）先程申上りました様に埠頭築造其他を完備するには百十二萬圓掛りますが、此の埠頭の築造は四十萬圓があれば出来るのであります。其他の設備に要する銀七十二萬圓は先程申上りました様に臨時民會を開いて御協議を願ふのであります。まだ誰か貸すとも極つてゐないので此處に具体的に申上る譯には参りませぬ。

○副議長（黒澤兼次郎君）御質問無いか。討論に移りますか。

○副議長（黒澤兼次郎君）御異議無いと認めて討論に移ります。

○副議長（黒澤兼次郎君）討論も無い様でありますから第二讀會に移りたいと思ひますが御異議ありませぬか（賛成の聲起る）

○副議長（黒澤兼次郎君）之より第二讀會に移ります。第一款から逐條に審議したいと思ひます。埠頭築造費特別會計條例

(7)

案第一、第二、第三の項目に就て御意見ありませぬか（無しと呼ぶ者あり）

それでは第二埠頭築造の爲め起債の件（異議無しと呼ぶ者あり）

次は第三特別會計埠頭築造費歳入出豫算案

○小谷萬治郎君 一寸お尋ね致しますが、新萬國橋が出来ましたら汽船が萬國橋に止らずに自由に航行出来ますか。又開閉はどふ云ふ具合に成つて居りますか。

○行政委員長（川村龍雄君）お答へ致します。新しい萬國橋は橋脚の間が百四十尺であります。又現在の萬國橋は横に開く様に成つて居りますが、新しいのは上に開いてそして後に下つて其の百四十尺が全部通行出来る様になります。

○小谷萬治郎君 それから夜中にも船の航行に危険はありませぬか。

○行政委員長（川村龍雄君）お答へ致します。それは専門家で無いとどの位の程度ならば危険があるか無いかは解りませぬが要するに明りの關係であつて白河の中が航行出来る位ならば通過出来はしないかと思ひます。私共には好く解りませぬ。

○田中壽太郎君 先刻會長から説明の折りに、今度の貸下金の擔保として民團の電氣收入全部それから埠頭收入を擔保にされたと云ふ事ですが、電氣收入は電氣團債の擔保に成つてはるな

いですか。

○行政委員長（川村龍雄君）只今田中議員のお話し通り電氣の收入は他の團債の擔保に成つて居りますから、之は第一次の擔保で御座いませぬ、第二次、三次の薄弱な擔保になるのであります。

○大澤大之助君 一寸お尋ね致しますが、バンドの築造は目的は船を着ける事ですが、船を着ける設備は無い様には思はれます。其点は如何なものでせうか。假に言へば曳船の様なものであります、或は又それに附屬した問題もあるだらうと思ひます。其の點に就てはお考へは無いのでありますか。

○行政委員長（川村龍雄君）只今大澤議員より御質問になりました船を着けるに要する曳船其他の點は考慮して居るか云ふ御質問であります。之は私は直接に聞いた譯ではありませぬが間接に聞いた處に依れば海河工程局は準備すると云ふ事でありませぬ。其他の設備と申しますと、例へば船と埠頭の間は何と言ひますかフエントを入れる事になります。之等の費用は極く僅かでありませぬから豫備費其他で好いと思ひます。

○大澤大之助君 日本租界の埠頭にはクレイン（起重機）は附けないのですか。

○行政委員長（川村龍雄君）今の處ではクレインは着ける考でありませぬ。此の埠頭築造と云ふ問題は重大なる問題でありませぬ。此度埠頭築造特別委員會を設けて居りますが其の委員會で水上設備、陸上設備、資金調達及び經營に對する各委員會を開き慎重審議して、陸上設備委員がクレインがある方が好いと云ふ事になれば作る事になるでせうが、今の處では極つて居りませぬ。

(6)

或は其他色々ものが這入つて居ります。

○清水幸三郎君 一寸お尋ね致しますが、只今川村さんから御説明があつて好く了解しましたが此の五拾萬圓を借りたと云ふ事は甚だ結構であります。後の銀七十二萬圓に目當が付いて居りますか。今のお話では無い様であります。若し當が借れば將來租界が苦む様な事はありませぬか。そうか又は確實の條件で工事中にでも借入れるのですか。

○行政委員長（川村龍雄君）先程申上りました様に埠頭築造其他を完備するには百十二萬圓掛りますが、此の埠頭の築造は四十萬圓があれば出来るのであります。其他の設備に要する銀七十二萬圓は先程申上りました様に臨時民會を開いて御協議を願ふのであります。まだ誰か貸すとも極つてゐないので此處に具体的に申上る譯には参りませぬ。

○副議長（黒澤兼次郎君）御質問無いか。討論に移りますか。

○副議長（黒澤兼次郎君）御異議無いと認めて討論に移ります。

○副議長（黒澤兼次郎君）討論も無い様でありますから第二讀會に移りたいと思ひますが御異議ありませぬか（賛成の聲起る）

○副議長（黒澤兼次郎君）之より第二讀會に移ります。第一款から逐條に審議したいと思ひます。埠頭築造費特別會計條例

或は其他色々ものが這入つて居ります。

○清水幸三郎君 一寸お尋ね致しますが、只今川村さんから御説明があつて好く了解しましたが此の五拾萬圓を借りたと云ふ事は甚だ結構であります。後の銀七十二萬圓に目當が付いて居りますか。今のお話では無い様であります。若し當が借れば將來租界が苦む様な事はありませぬか。そうか又は確實の條件で工事中にでも借入れるのですか。

○行政委員長（川村龍雄君）先程申上りました様に埠頭築造其他を完備するには百十二萬圓掛りますが、此の埠頭の築造は四十萬圓があれば出来るのであります。其他の設備に要する銀七十二萬圓は先程申上りました様に臨時民會を開いて御協議を願ふのであります。まだ誰か貸すとも極つてゐないので此處に具体的に申上る譯には参りませぬ。

○副議長（黒澤兼次郎君）御質問無いか。討論に移りますか。

○副議長（黒澤兼次郎君）御異議無いと認めて討論に移ります。

○副議長（黒澤兼次郎君）討論も無い様でありますから第二讀會に移りたいと思ひますが御異議ありませぬか（賛成の聲起る）

○副議長（黒澤兼次郎君）之より第二讀會に移ります。第一款から逐條に審議したいと思ひます。埠頭築造費特別會計條例

○大澤大之助君 委員会でクレーンを附ける事を是認したら此の豫算でおやりになりますか。

○行政委員長(川村龍雄君) 澤山なクレーンは出来ませぬが、小さなものは出来ると思ひます。

○小谷高治郎君 日本租界は河幅が狭いから船を轉換する事は出来無いと思ひます。どふしても伊太利が支那の租界を切り開かんと悪いと思ひますが交渉は如何ですか。

○行政委員長(川村龍雄君) 河幅は海河工務局の豫定では約三百尺でありますから小さな船は何處でも状態に依つて廻されま

すが、少し大きいのは無論其處で廻せませぬから其の爲めに廻船場が要ります。聞く處では海河工務局では日本租界と佛租界の中間、秋山街の處に廻船場を作る計畫になつて居るをよふであります。併し作らば技術上から申しますと廻船場は下流に設ける事は理屈に合は無いのであります。出來る丈け河の上流に持つて行く事が便宜であり且それが順當であります。それで今度萬國橋を架換へて船を上す事は天津の港が狭くなつて、少し船が多くなると船を着ける事が出来無い、それが爲めに一日或はそれ以上の船待ちをせねばならぬ不便がありますから、日本租界の上流支那町まで天津港を擴張し様と云ふので萬國橋の架換問題が起きたのであります。理屈から言へば日本租界よりもつと上の支那町の上流に附ける事が最も好いので、行政委員会の意見が決定して總領事館から海河工務局に交渉を願つて居るのであります。

○清水幸三郎君 萬國橋から佛租界の碼頭の處は非常にカブが強ふて上り難いと云ふ事でありま

○行政委員長(川村龍雄君) お答へ致します。佛租界萬國橋の曲りが大きい爲めに船を上すのに困難と云ふ事でありすが尤

であります。之は私共も懸念して居りますがまだ之をど云ふ風にすると云ふ事は決定して居りませぬ。水先案内人其の他の船長の意見も聞いて居りますが、切た方がよからふと云ふ人もあるし、切るに及ばぬと云ふ人もあります。切るに及ばぬと云ふ人は對岸の方に船を着けない、あそこに船があると邪魔だからと云ふ意見もあるもので、まだど云ふ風にしたいかと思ひます。好いと思ひます。決定して居りませぬ。特別委員会で充分研究して切取る事が好ければ海河工務局に切つて貰ふと云ふ事にしたい。要するに港が狭いから之を擴張して日本租界の上流までも船の着く様にすると云ふ事が海河工務局の責任でありますから、之は日本側計りで無く伊太利租界も佛蘭西租界も(全部で無いが)同様の立場で利害關係が一致して居りまして、どふしても切らなければならぬ海河工務局を説き付けます。

○清水幸三郎君 只今の御説明で大體解りましたが、海河工務局に交渉したら海河工務局の權限で佛租界は是非切る義務を持つてゐますか。それから此の前驅逐艇が来た時にカブが強いから上れないと云ふ事もありましたが、此の場合に借金を進めてまだ其の解決も着いてゐない様に思はれますが、海河工務局が切れと言つたらフランス租界は應じる義務がありますか。

○行政委員長(川村龍雄君) どふも義務があるか無いかは六ヶ敷いですが、要するに船を萬國橋から上に着ける爲めに港を擴げるのでありますから、どふしても切らなければならぬは領事團は海河工務局の方にそれを持出

して買収してなり切る事に無論なると思ひます。何處迄も自分の土地であるから絶対に切らぬと云ふ事は主張しなさいと思ひます。

○清水幸三郎君 海河工務局は今日(此處聞取れず)現在の河幅で好いとしたらロシヤ租界には今パンドを作つて居りますが現在の河幅より狭くなりませぬか。

○行政委員長(川村龍雄君) 河幅は約三百尺であります。河下の方は少し廣くなつて居ります。成程ロシヤ租界もベルギー

租界も船を着ける所はありますが、船が着き得れば何時でも荷物の揚卸が出来ると云ふと取引の關係がある爲めにどふも云ふ譯には参りませぬ。ロシヤ租界では材木及び石炭文で外は無

○副議長(黒澤兼次郎君) 永安議員は出席が遅れましたから會長の説明を聞洩された事と思ひます。お尋ねの通り七十二萬

弗の團債が出来ないでも此金五十萬圓は故障なく借入は出来るのです。さすれば小規模の護岸築造工事に着手するのであります。然して七十二萬弗の團債も目下行政委員会に於て成立する様努力致されて居るのであります。

○清水幸三郎君 起債の方法其他に就ては新たに臨時民會を召集してやる事を先刻承りましたが、若し臨時民會で否決に成つた場合はどふ云ふ風に致されますか。

○行政委員長(川村龍雄君) 否決に成つた場合は金五拾萬圓の方はどふなるかと云ふのであります。或は五十萬圓の残り七十二萬弗が否決に成つた場合はどふするかと云ふ事でありませぬ。

○清水幸三郎君 後の方です。

○行政委員長(川村龍雄君) それはどふも已むを得ませぬ。是非通過して欲しい。

○小谷高治郎君 此の埠頭が出来た後に船會社は船を全部上す事が出来ますか。或は其の中の何割かですか。

○行政委員長(川村龍雄君) 埠頭が出来た時に船會社の何割を持つて來るか云ふ事は、之は非常に六ヶ敷い問題であります

が船會社の意見としては航行が危険なく行く様に設備が出来たら一ヶ年三百隻の船は日本租界に入港する事が適當な數字であらふと云ふ事に成つて居りますが、どの會社が幾ら持つて来るかと云ふ具體的の數字は出て居りませぬ。又今迄相當の設備を有して居る船會社は全部を持つて行く事は不可能であらふと存じます。

○金山喜八郎君 埠頭築造の中に危険品の荷揚場がありますか。

○行政委員會長 (川村龍雄君)

危険品の置場は這入つて居りませぬ。之は日本租界で極めて非常に六ヶ敷い問題で之を許可するか否かはハーバースターの権限であります。

○金山喜八郎君 目下日本船の着渡する法界、特別區の埠頭には危険品の荷揚場がありませんので先年海關に於て危険品の積荷を一船僅五屯に制限せられ、貿易業者は非常に不便を感じて居りますから御研究の上是非其設備を爲されん事を希望致します。之を許可するや否やはハーバースターの権限であるとの事ですが、ハーバースターは主として白河々上は其権限内でありませうが、陸上の施設は其理解を得なければならぬかも知れませぬが民間の権限であると思ひます。先年突然積荷の制限を爲したる時ハーバースターに米國の石油商が「ガソリン」の積荷を右の制限によらず行ひつゝあるは如何なる理由であるかと質問しました處危険品置場を有するから差支なしとの返答を得ましたから確に危険品置場は設備しても差支へ無いと思ひます。

○副議長 (黒澤兼次郎君)

他に御意見ありませぬか (異議無しの聲起る) 他に御意見無い様であります法規の上から申しますと第三讀會は翌日やる事に成つて居りますが、會期一日でありますから御賛成願つて三讀會に入りたいと思ひます。(賛成と呼ぶ者あり)

○副議長 (黒澤兼次郎君)

第一、二、三の議案に就て御異議ありませぬか。(異議無しの聲起る)

○副議長 (黒澤兼次郎君)

御異議無いものと認め三案とも可決確定と致します。(拍手起る)

○副議長 (黒澤兼次郎君)

多年租界が熱望して居りました埠頭の築造は、本日臨時民會に於て茲に經費五拾萬圓を借入れ實行する事に成りましたが、誠に同慶の至りであります。私は茲に民會を代表して監督官並に當時の關係各委員に對し一言謝辭の意を表したいと思ひます。(賛成の聲起る)

○副議長 (黒澤兼次郎君)

監督官並に當時の行政委員、事業調査委員、國庫補助請願委員其他の關係委員は我が租界の埠頭築造に關し終始一貫して努力せられし爲め、今回外務省より低利資金五十萬圓を借入れる事と相成、愈埠頭築造の端緒を開きました事は誠に御同慶に堪へざる處であります。居留民會は茲に満腔の熱誠を以て感謝の意を表します。(拍手起る)

○行政委員會長 (川村龍雄君)

多年民間の問題でありました埠頭築造も皆様の御協賛に依つて愈築造が出来る事に成りました。吾々は非常に満足に存じます。謹んでお禮申します。(拍手起る)

○副議長 (黒澤兼次郎君)

之にて閉會致します。(五時十五分閉會)

大正十四年度第十次居留民會臨時會議事錄附錄

決議事項

大正十四年度第十次居留民會臨時會議に於て議決したる諸事項左の如し

【一】埠頭築造費特別會計條例

- 第一、日本專管居留地埠頭築造費ハ特別會計トス
- 第二、埠頭築造費ハ團債ヲ以テ之ニ充ツ
- 第三、團債ハ大正十五年度ヨリ向フ十七箇年間ニ埠頭收入及民間歳入ヲ以テ之ヲ償還ス

【二】埠頭築造ノ爲メ起債ノ件

- 一、本民間ハ埠頭築造ノ爲メ左ノ團債ヲ起スコト
- イ、金五拾萬圓(外務省貸下金)
- 1 本團債ノ利息ハ年三分トス但三ヶ年間無利息
- 2 本團債ノ償還期限ハ十五年トシ五ヶ年据置キ第六年次ヨリ十ヶ年間毎年金五萬圓ヲ償還ス
- 3 本團債ノ擔保及元利償還ハ大正十七年度ヨリ大正十九年度迄ノ間ニ於テ埠頭收入、電氣收入ヲ以テ之ニ充ツルコト
- ロ、銀七拾貳萬圓(又ハ金九拾萬圓)
- 1 本團債起債ノ方法、利息ノ定率及償還方法ハ追テ決議スルモノトス

團債償還ニ關スル收支概算表

年次	償還月	團債額	外務省借入金		埠頭收入	電氣收入	計
			元	金			
大正十七年度	十二月	500,000	500,000	0	67,500	67,500	667,500
十八年度	六月	500,000	500,000	0	67,500	67,500	667,500
十九年度	六月	500,000	500,000	0	67,500	67,500	667,500
二十年度	六月	500,000	500,000	0	67,500	67,500	667,500
二十一年度	六月	500,000	500,000	0	67,500	67,500	667,500
二十二年度	六月	500,000	500,000	0	67,500	67,500	667,500
二十三年度	六月	500,000	500,000	0	67,500	67,500	667,500
計		5,000,000	5,000,000	0	1,012,500	1,012,500	6,012,500

(16)

(15)

【三】特別會計埠頭築造費歳入出豫算

科	目	歳入	歳出	歳入豫算高	歳出豫算高
計	歳入	銀百拾貳萬圓也		1,200,000	
	歳出		計銀百拾貳萬圓也		1,200,000
計		1,200,000	1,200,000		

特別會計埠頭築造費歳入出豫算表

外務省借入金五十萬圓(金百圓ニ付銀八十仙ノ割)
其他借入金銀七拾貳萬圓

(18)

(17)

備考	二十四年度		二十五年度		二十六年度		二十七年度		二十八年度		二十九年度	
	六月	十二月	六月	十二月	六月	十二月	六月	十二月	六月	十二月	六月	十二月
一、借入金百圓ニ付返却金ハ九拾弗トシテ換算セリ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
二、本表中央側ニ記載ノ金額數字ハ總テ日本金ヲ示ス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(19)

科 目	歳 出	備 考
一、埠頭築造費	四〇〇〇〇〇〇	埠頭築造及繫船柱、汚水排出路、揚水唧筒所
二、土地買収費	三、四二〇〇〇〇	
三、家屋買収及移轉費	二一〇、〇〇〇〇	
四、道路築造費	四九、〇〇〇〇	
五、荷揚場修築費	四三、〇〇〇〇	
六、雜費	四六、五〇〇〇	
七、豫備費	二九、五〇〇〇	
計	一、五〇〇、〇〇〇	

【参考】埠頭築造に関する件

(20)

多年懸案中なりし萬國橋架換の件十一月九日頃より漸次具體化し萬國橋委員會に於て之か進行に努められ十二月一月右の計劃を天津領事團に提議し二月領事團は更に之を北京外交團に提議したり海河工程局は四月中新橋の「New Bridge」を作成し三月六月入札を了したり

萬國橋架換問題の進捗に伴ひ當租界埠頭築造問題も具體的決定を要する事となり十一月廿七日日滿鐵港灣技師堀道氏來津十月六日迄滞在種々調査を遂げられたり越へて十二月二十四日以來民間事業調査委員會及築造調査特別委員會等開會數回に互り漸次具體化し三月三日には再び堀道技師並に同社海運課長黒田秀磨氏の來津を請ひ全月十四日迄滞在各方面の調査を遂げられたり

右調査の結果埠頭築造の成案を得之れに要する費用の點に就き三月十三日民間事業調査委員會及び國庫補助調査委員會聯合會を開き國庫の補助（低貸下）を仰ぐ事に議決したり次て全年三月通常民會に於て決議案として

一、前項の經費は主として國庫補助を請願すること

二、日本租界に埠頭を築造し必要なる施設をなすこと

三、前二項の計劃實行を行政委員會に一任すること

右三項を提案し決議されたるを以て種々調査の上請願文を草し六月二日附を以て總領事館を通し外務大臣宛請願を爲したり、一方行政委員會の決議に依り六月三日之か請願趣旨を徹底的に説明

(21)

の爲め日井行政委員會議長上京種々陳述したる結果外務省に於ても大いに其意を諒とせられたるが全委員滯京中には何等決定を見ざりき

其の後本件は彼の大震災の爲め一時中絶の委なりしか十三年初めに至り總領事館と外務省との間に種々交渉あり當初の百四十五呎を百呎にしては如何との事にて案を作り埠頭築造調査特別委員會に於て數回に拂り協議の結果時案の決定を見四月二十六日行政委員會に於て之を承認し全案を總領事に提出したり其後彼の大洪水の爲め白河々岸敷箇所崩壊せるを以て十月七日附にて崩壊狀況寫眞を添付低貸下請願方に就き盡力方總領事宛請願書提出したり

其の後十二月二十七日に至り外務大臣より總領事宛左の如き電報ありたるを以て全日行政委員會を開會附議決定せしを以て十二月廿一日附を以て更に請願書を提出し一方日井委員上京中なりしを以て電報にて本省に出頭方依頼全委員は屢々外務當局と打合せの結果遂に埠頭築造資金の一部として金五拾萬圓の貸下を得る運びとなりたるものなり

民間中内の主旨の請願書を至急提出せしめられたし尙大藏省と交渉の都合もあるに付一月月上旬日井代表者上京し居らば好都合なり

一、埠頭築造資金百拾萬圓千那の一部として金五拾萬圓の貸下を受けたし

二、擔保利率等借受方法に付ては本大臣の指定に従ふ

三、五ヶ年据置十ヶ年賦償還

尙ほ請願書附屬書類に付ては夫れ々適宜の修正を加へる様傳へられたし

大正十四年度第拾次居留民會臨時會要録

(22)

一、議 員 六十名

二、會 期 一日（大正十四年五月二日）

三、會 場 公會堂

四、議長及會議係

副議長	黒澤兼次郎
書記	吉川慎一郎
同	宮木政央
同	鈴木美喜太郎
同	平野喜久太郎
速記	荒尾武雄